

利用対象者について

利用対象者は「従業員枠」及び「地域枠」に大別されます。

【従業員枠】 従業員枠は 2 パターンに分類されます。

ア. 事業実施者（助成金受給法人）に雇用されている方が監護している児童（未就学児童に限る）

イ. 事業実施者（助成金受給法人）と契約を締結した法人に雇用されている方が監護している児童（未就学児童に限る） 企業間での契約（共同利用契約）が必要になります。

※保育施設内における学童保育の実施はできません。

なお、従業員枠の条件として、保護者の方が勤務している法人（団体）が一般事業主（※子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 69 条第 1 項に定める一般事業主をいい、一般事業主から構成される団体等（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に掲げるものその他それに類するものをいう。）を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）であることが求められます。その為、特にイの形態で受入れを行う際には、各法人と契約締結前に一般事業主であることの確認を取ることが必要となります。仮に一般事業主でない法人と契約を締結した場合、後述の地域枠の扱いとなる可能性又は助成金が受給できない可能性があるため、ご注意ください。 ※厚生年金保険法第 82 条第 1 項に規定する事業主等の子ども・子育て拠出金を負担する事業主

【地域枠】 総定員の 50%以内であれば、地域枠の定員設定が行え、地域の児童を受け入れることができます。地域枠の利用児童数が従業員枠の利用児童数を上回ることはあり得ますが、その場合にも総定員の 50%を超えることはできません。

2019 年 11 月 第 2 版 定員の 50%を超える地域枠の児童の受け入れがあった場合は、指導・監督における文書指摘（公表の対象）となるとともに、当該児童は助成金の対象外となりますので特にご注意ください。地域枠の例 総定員 20 名（従業員枠 10 名、地域枠 10 名）のケース ○従業員枠の利用が 5 名、地域枠の利用が 10 名の計 15 名利用の場合 ⇒地域枠の利用者が総定員の 50%以下のため、助成金受給可能 ○従業員枠の利用が 10 名、地域枠の利用が 10 名の計 20 名利用の場合 ⇒地域枠の利用者が総定員の 50%以下のため、助成金受給可能 ○従業員枠の利用が 5 名、地域枠の利用が 15 名の計 20 名利用の場合 ⇒地域枠の利用者が総定員の 50%を超えているため、助成金受給不可

【地域枠・従業員枠の弾力的運用】

2017 年 6 月 2 日に公表された「子育て安心プラン」に基づき、施設運営の安定を一層図ることができるよう、保育ニーズが特に多い地域において、従業員枠に空きが出た場合、設置者の判断により、当該従業員枠の空き定員を活用して、地域枠 50%の上限を超えた地域枠対象者の受入れ（以下、「弾力措置」という。）が可能となります。ただし、以下の条件をすべて満たす必要があります。事例（従業員枠の児童が全員退園してしまった場合）：従業員枠の利用がある施設に限り弾力措置を行うことができますが、従業員枠の児童が退所した結果として、全てが地域枠対象者となったことをもって、ただちに助成金の減額等はいりません。ただし、それ以降従業員枠の児童の利用があるまでの間は、新規の弾力措置は行えません。

[弾力措置の条件]

- ① 弾力措置により受け入れ可能な児童は、市区町村の認可保育所等への申し込みに係る利用調整の結果、入所保留の通知を受けた児童であること。
- ② 弾力措置は、原則として、従業員枠の当該年度中における空き定員を活用した一時的なものであること。
- ③ 施設定員の全てを地域枠対象者とししないこと。 ※なお、弾力措置の要件を満たしていないことが判明した場合には、助成金の返還請求等の措置と併せて企業名を公表することもあります